

畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和七年三月二十七日

奈良県知事 山下 真

奈良県条例第六十一号

畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行条例の一部を改正する条例

畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行条例（令和四年三月奈良県条例第五十四号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「宅地造成等規制法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（令和四年政令第三百九十三号）第一条の規定による改正前の宅地造成等規制法施行令」を「宅地造成及び特定盛土等規制法施行令」に、「第一条第二項及び第四項」を「第一条第一項及び第三項」に改め、同条第二項第一号中「宅地造成等規制法の一部を改正する法律（令和四年法律第五十五号）附則第二条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の宅地造成等規制法」を「宅地造成及び特定盛土等規制法」に、「第十三条の規定により、宅地造成工事が同法第九条第一項」を「第十七条の規定により宅地造成若しくは特定盛土等に関する工事が同法第十三条第一項の規定に適合し、若しくは同法第三十六条の規定により特定盛土等に関する工事が同法第三十一条第一項」に改める。

第四条中「法第六条第一項第二号に掲げる畜舎等」を「木造の畜舎等で延べ面積が五百平方メートル、高さが十三メートル又は軒の高さが九メートルを超えるもの」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和七年五月七日から施行する。ただし、第四条の改正規定は、同年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 宅地造成等規制法の一部を改正する法律（令和四年法律第五十五号）附則第二条第一項又は第二項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の宅地造成等規制法（昭和三十六年法律第九十一号）第十三条の規定により宅地造成工事が同法第九条第一項の規定に適合していると認められた土地における畜舎等につい

ては、この条例による改正後の畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行条例
第三条第二項第一号に該当する畜舎等とみなして、同項の規定を適用する。